

議案第45号

加西市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

加西市防災会議条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年9月3日提出

加西市長 西村 和平

加西市防災会議条例の一部を改正する条例

加西市防災会議条例（昭和 42 年加西市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の各号」を削り、同条第 2 号を次のように改める。

（2）市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 3 条第 5 項中「の各号」を削り、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

（10）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第 3 条第 6 項中「第 5 項第 9 号」の右に「及び第 10 号」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後に、加西市防災会議条例第 3 条第 5 項第 10 号の規定により最初に任命する委員の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(審議資料)

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 41 号）が平成 24 年 6 月 27 日に公布、施行されたことに伴い、加西市防災会議条例（昭和 42 年加西市条例第 33 号）について所要の改正を行うもの。

【概 要】

防災会議の所掌事務に市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議することに加え、地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう防災会議委員に、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加するもの。